

社会福祉法人 大崎市社会福祉協議会  
行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行う為、また、女性の活躍、キャリア形成ができる雇用環境の整備を行う為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成30年3月31日までの2年間
2. 内容

目標1：計画期間内に、所定外労働時間を削減するため、事業所・施設毎にノー残業デーを設定し、職員への促進を行う。

< 対策 >

- 平成28年4月～
- ・計画開始。
  - ・各所属長を通じて各職員に周知を図る。
  - ・年度末に職員厚生課にて取り組みの状況を調査し、達成されていない場合は、支所長等会議(管理職対象)を通じて、再度、周知を図る。

目標2：計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上(リフレッシュ休暇5日以内を含む)となるように促進する。

< 対策 >

- 平成28年4月～
- ・計画開始。
  - ・各所属長を通じて各職員に周知を図る。
  - ・年度末に職員厚生課にて取り組みの状況を調査し、達成されていない場合は、支所長等会議(管理職対象)を通じて、再度、周知を図る。

目標 3 : 計画期間内に、産前産後休業や育児休業などの制度の周知や情報提供、取得促進を行う。

< 対策 >

- 平成 28 年 4 月 ~
- ・ 計画開始。
  - ・ 各所属長を通じて各職員に周知を図る。
  - ・ 年度末に職員厚生課にて取り組みの状況を調査し、達成されていない場合は、支所長等会議(管理職対象)を通じて、再度、周知を図る。

### 3 . 課題

採用における女性労働者の割合は 7 割を超え、男女の継続勤務年数に差異は見られない割には、管理職(課長級以上)に占める女性割合が低い。

目標 4 : 計画期間内に、管理職(課長級以上)に占める女性割合を 50%以上にする。

< 取組 >

【女性職員を対象として、管理職育成を目的としたキャリアアップ研修を実施する。】

- 平成 28 年 4 月 ~
- ・ 研修プログラムの内容検討。
  - ・ 各所属長を通じて各職員に周知を図る。
  - ・ 職階等に応じた女性同士の交流機会の提供、ネットワーク形成支援(6月~8月開催)。
  - ・ 管理職育成キャリアアップ研修の実施(6月~8月開催)。